

Ⅱ 学校経営

1 教育目標

日本国憲法及び教育基本法に則り、知・徳・体の調和のとれた心身ともに健康な人間を育成する。

- (1) 自ら学び、自ら考え、主体的に行動できる人間の育成を図る。
- (2) 豊かな人間性や社会性を身につけ、変化の著しい社会に対応できる人間の育成を図る。
- (3) 人権を最大限に尊重し、生命を尊び、相互扶助の精神を備えた人間の育成を図る。
- (4) 郷土の歴史や文化に誇りを持ち、国際協調の精神を大切にす人間の育成を図る。

2 学校経営方針

- (1) 学校の主人公である生徒を中心にした教育活動を行い、個々の生徒の進路実現を図る。
- (2) 全職員の相互理解と協働体制のもと、直面する喫緊の課題の解決・改善にあたる。
- (3) 校務の遂行にあたっては、「P計画・D実践・C評価・A改善」の徹底を図る。
- (4) 凡事徹底を推奨し、基本的な生活習慣及び望ましい学習習慣の形成・定着を図る。
- (5) P T A・同窓会・地域との連携のもと、地域から信頼される魅力ある学校作りに努める。

3 今年度の努力目標

〈学校経営〉

- (1) 入学定員の確保
 - ① 特色ある教育課程の編成を図り、地域に根差した進学校としての地位の再建に努める。
 - ② 学校説明会や地域懇談会等を積極的に活用し、地域への情報発信や広報活動を推進する。
 - ③ 課外活動を奨励し、部活動や生徒会活動の活性化を図る。
 - ④ 村教育委員会との連携を密にし「北山学園構想(プロジェクト)」の更なる充実を図る。
- (2) 学校運営組織の活性化
 - ① 部会、学年会、教科会、各種委員会等の組織内連携を強化し、その内容充実を図る。
 - ② 各部、各教科、各学年の有機的な繋がりを図り、組織としての協働体制を確立する。
- (3) 説明責任の遂行と学校改革
 - ① 地域懇談会や学校説明会等を開催し、直接出向き学校に対する理解を深める。
 - ② 学校評価や学校評議員からの提言の活用を図る。
- (4) 教育環境の整備
 - ① 学校施設・設備の維持管理及び整備・充実に努める。
 - ② 校内の環境美化と学校緑化を推進する。
- (5) 学校事務の適切な管理
 - ① 諸表簿等、文書の適切な処理・管理に努める。
 - ② 私費会計の適正な処理に努める。
- (6) 保護者、地域、関係団体との密接な連携
 - ① 各分掌組織と P T A 組織との連携強化・充実に努める。
 - ② 安心・安全な学校づくりのため、関係機関との連携を図る。
 - ③ 学校 H P や携帯メール機能等を活用し、学校情報を随時提供する。
 - ④ 月一回の村教委主催の研修会(校長会や教頭会等)を通し各レベルでの情報交換を行う。

〈学校教育の管理〉

(1) 学力向上及びグローバル教育の推進

- ① 2年間取り組んだ「学力向上対策研究」のノウハウを活かした授業実践を図る。
- ② 学年会及び教科会等によりさらに研究を深め、生徒の実態を的確に把握し改善に努める。
- ③ 授業力向上を図るために可能な限り授業公開を行い、授業の工夫・改善に努める。
- ④ 学校全体の協働体制の下で学力向上の推進に努め、生徒の確かな学力の定着に繋げる。
- ⑤ 米国ミルトン高校との姉妹校交流を通し、グローバル人材の育成を図る。

(2) 学習指導の充実

- ① 朝学の円滑な実施により基礎学力の定着を図る。
- ② 早朝講座を継続実施することにより実力養成に努める。
- ③ 日々課題や週末課題等により家庭学習の定着を促す。
- ④ 放課後講座(夢咲塾等)や放課後の自学自習の充実を図る。
- ⑤ 模試や実力テスト・小論文や各種講座への取り組みを強化する。
- ⑥ 模試や実力テストの結果を分析し事後指導に活用する。
- ⑦ 漢字検定や英語検定等の諸検定受験を奨励し、その対策の充実を図る。
- ⑧ 読書を奨励し調べ学習など図書館の活用を推進する。

(3) 進路指導の充実

- ① 目的意識の高揚に努め、主体的に進路選択ができる意欲的な態度を養う。
- ② 「進路の手引き」「進路指導の実際」を活用し全職員で進路相談や指導にあたる。
- ③ 進路決定率96%以上、国公立大学合格者10名以上、就職内定率100%を目指す。
- ④ 進路指導部と学年会が連携し生徒個々の進路先の検討を行い進路保障へ繋げる。
- ⑤ 原則として、理数科生徒の大学入試センター試験の全員受験を積極的に奨励する。

(4) 生徒指導の充実

- ① 規律を重視し基本的生活習慣の確立に努める。
- ② 挨拶を励行し身なりやマナーの指導を徹底する。
- ③ 生徒理解と教育相談の充実に努める。
- ④ 健康教育を推進し安全指導を徹底する。
- ⑤ 生徒会やHR活動、部活動等の活性化を推進する。
- ⑥ 寄宿舎(学寮)の管理・運営を徹底する。

〈職員の管理・育成〉

(1) 職員の資質能力の向上

- ① 授業研究、校内研修等の充実を図る。
- ② 県内外の先進校への視察派遣を実施する。
- ③ 教職員評価システムを活用し、教育公務員としての職能成長を促す。

(2) 危機管理体制の確立

- ① 危機管理マニュアル、情報セキュリティ等の周知・徹底を図る。
- ② 安全管理の日、防災・防犯・避難訓練等を計画・実施する。

(3) 服務規律の徹底

- ① 校内研修や職員会議等を通し綱紀粛正と服務規律の徹底を図る。
- ② 管理者・教職員相互の「報告・連絡・相談」体制を徹底する。
- ③ コンプライアンスリーダーを中心に教職員相互の規範意識の高揚を図る。
- ④ 毎月0の付く日を「コンプライアンスの日」と定め、全職員の意識の高揚を図る。
- ⑤ 全体の奉仕者である教育公務員としての意識の涵養を図る。